

平成 2 9 年 第 3 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 (火)

平成29年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：3月21日(火)午後3時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 教育長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号
平成28年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について
- 日程第 5 議案第1号
平成29年度印西市の教育施策について
- 日程第 6 議案第2号
印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 議案第3号
印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第4号
印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議案第5号
印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の制定について
- 日程第10 議案第6号
印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 議案第7号
印西市立視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定について
- 日程第12 議案第8号
印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第13 議案第9号
印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第14 議案第10号
印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第15 議案第11号
印西市立もとの幼稚園の学校歯科医の委嘱について
- 日程第16 議案第12号
印西市学校問題対策指導員の委嘱について
- 日程第17 議案第13号

- 印西市社会教育指導員の委嘱について
- 日程第18 議案第14号
印西市家庭教育指導員の委嘱について
- 日程第19 議案第15号
印西市社会教育委員の委嘱について
- 日程第20 議案第16号
印西市青少年問題協議会委員の任命について
- 日程第21 議案第17号
印西市文化財審議会委員の委嘱について
- 日程第22 議案第18号
印西市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第23 議案第19号
印西市史編さん専門委員の委嘱について
- 日程第24 議案第20号
印西市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定について
- 日程第25 議案第21号
平成28年度末教職員人事の内申について
- 日程第26 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	佐 藤	めぐみ
2 番	委 員	大 野	忠 寄
3 番	委 員	寺 田	充 良
4 番	委 員	鈴 木	裕 枝

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	小 山	健 治
教 育 部 参 事 (教育総務課長事務取扱)	山 崎	剛
学 務 課 長	坂 木	武 伸
指 導 課 長	野 田	幸 一
生 涯 学 習 課 長	飯 島	伸 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	篠 原	信 一

職務のため出席した職員(3名)

教育部政策主幹	岩	井	大	治
教育総務課 総務班副主幹	高	橋	幸	江
教育総務課 総務班主任主事	木	村	裕	子

(15時03分)

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、定刻を少し回りましたけれども、ただいまより、平成29年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、鈴木委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

お手元の資料をご覧ください。

教育委員会活動報告でございます。

経過報告、2月10日金曜日、第7回市校長会議が小林北小学校で開催されました。

11日土曜日、2017いんざい室内棒高跳び大会が12日までの日程で松山下公園総合体育館で開催されました。出席をしてみいました。

12日日曜日、市制施行20周年記念印西スマイルマラソンが印西市内で開催されました。委員の皆様にも寒い中ご出席いただき、ありがとうございました。

15日水曜日、平成29年第1回印西市議会定例会が開会いたしました。会期は3月16日までの予定でございました。

16日木曜日、北総教育事務所所長二次面接が四街道市で開催されました。

17日金曜日、平成28年度市町村教育委員研究協議会が東京都千代田

区・文部科学省で開催されまして、教育委員の皆さんにもご出席をいただきまして、ありがとうございます。

19日日曜日、北千葉道路（I期県施行区間）開通式典が、いには野小学校で開催され、出席をしてみいました。

27日月曜日、平成28年度印西市教育委員会児童・生徒表彰式が市役所で開催されました。

3月3日金曜日、視聴覚ライブラリー運営委員会が中央公民館で開催されました。最後の運営委員会ということで、視聴覚ライブラリーが今年度をもって閉じる形となっております。

8日水曜日、印西ロータリークラブ創立五十周年記念植樹式が木下交流の杜公園で行われ、出席をしてみいました。五十周年ということで50本の桜の木が植樹されました。

9日木曜日、県立印旛明誠高等学校第7回卒業証書授与式があり、出席をしてみいました。

11日土曜日、市民アカデミー第18期生卒業式が中央公民館で挙行され、出席をしてみいました。

それに引き続いて、市民アカデミー第19期生修了式並びに市民アカデミー地域活動課程の修了式が中央公民館で開催され、出席をいたしました。

12日日曜日、ウインターカップ2017、印西ラグビースクール主催でございますが、東京電機大学平岡グラウンドで開催され、出席をしてみいました。

14日火曜日、中学校卒業式が市内9校で挙行されました。委員の皆様にも教育委員会告辞を読んでいただき、ありがとうございます。

同日、藤本育英会寄附目録贈呈式が市役所で行われました。

15日水曜日、各学校長目標申告教育長面接が市役所で行われました。

17日金曜日、小学校卒業式、市内21校で卒業式が挙行されました。こちらにも委員の皆様にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

同日、社会教育委員会議が本埜公民館であり、出席をしてみいました。

21日火曜日、平成28年度第2回総合教育会議が市役所で開催されました。

引き続き、平成29年第3回教育委員会の定例会が市役所で開催されております。

続きまして、行事予定でございます。

3月22日水曜日、印旛郡市文化財センター第98回理事会が佐倉市で開催されます。

25日土曜日、大森幼稚園閉園記念式典が大森幼稚園で、引き続き、永治小学校閉校記念式典が永治小学校で開催される予定でございます。

委員の皆様にもご出席をよろしくお願いいたします。

28日火曜日、平成28年度末教職員辞令交付式が四街道市で行われます。

引き続いて、同日、平成28年度年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市役所で開催されます。委員の皆様にもご出席をお願いいたします。

31日金曜日でございます。職員派遣辞令交付式が市役所で、引き続き、退職辞令交付式が市役所で行われます。

4月に入りまして3日月曜日、人事異動辞令交付式が市役所で開催されます。

引き続いて、教育委員会事務局職員辞令交付式が市役所で開催されます。

また、同日、社会教育指導員、家庭教育指導員及び学校問題対策指導員の委嘱書交付式が市役所で行われます。

7日金曜日でございます。市内中学校の入学式が行われます。

10日月曜日、市内20校の小学校入学式が行われます。中学校、小学校ともに入学式も皆さんにご臨席をいただければと思います。

また、同日、第1回の市校長会議が市役所で開催されます。

11日火曜日、幼稚園入園式ということで、市内2園の入園式が行われます。

同日、市町村教育委員会教育長会議が千葉市で開催されます。

12日になりますが、水曜日、平成29年第4回教育委員会定例会が市役所で予定されております。

同日、印西市中央学校給食センター視察ということで、中央学校給食センターが完成いたしましたので、委員の皆様には視察をいただければと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

何か質問はございますでしょうか。

各 委 員
教 育 長

なし

それでは、報告を終わります。

ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、佐藤教育長職務代理者をお願いいたします。

職 務 代 理 者
(報告第1号)

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

職 務 代 理 者

日程第4 報告第1号 平成28年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

報告第1号 平成28年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児

童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、次のとおり決定したので報告する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、児童・生徒表彰につきまして、ご報告をさせていただきます。

この表彰につきましては、市内の小・中学校に在籍する児童・生徒及び団体に対し、学芸、スポーツ等の分野におきまして、すぐれた成績、県大会以上の大会において全体で3位以上相当の成績をおさめたとき、または他の模範となる行動をしたときにその功績をたたえ表彰するものでございます。

今回の表彰につきましては、1月の教育委員会定例会でご報告させていただいた以降に、表彰を決定した児童につきまして報告をさせていただくものでございます。

表彰いたしますのは、学芸部門及びスポーツ部門で、それぞれ個人1名ずつでございます。被表彰者の学校名、学年、氏名及びその内容につきましては、お手元の表に記載しているとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

なお、表彰式につきましては、ただいまの教育長報告にございましたとおり、去る2月27日、市役所において実施をいたしております。

報告第1号につきましては、以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

以上で、日程第4 報告第1号 平成28年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを終わります。

日程第5 議案第1号 平成29年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

議案第1号 平成29年度印西市の教育施策について。

平成29年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明させていただきます。

平成29年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、本日議案として委員の皆さんにご審議いただくものでございます。

なお、昨年度の施策から表現や事業内容の変更、新たな事業につきましては、赤字で表記してございます。大変恐縮ですが、委員の皆様へ配付後、さらに変更箇所がございまして、青字で表記させていただいております。

職務代理者
各委員
職務代理者

(議案第1号)
職務代理者

教育部長

表紙をめくっていただきますと、「はじめに」がございます。平成29年度は、市の総合的な計画でございます第2次基本計画や、この総合計画と整合を図りつつ定めた教育大綱についても、計画年度の2年目となります。

1ページには、この状況を踏まえました総合計画、教育大綱と教育施策の基調と、教育施策の柱となります主な施策との関係について示させていただきます。

4ページをお開きください。

印西市の教育施策の体系を具体的に示しているものでございます。教育施策の体系につきましては、平成24年度から平成32年度を計画期間として策定されました印西市総合計画に基づき作成しており、引き続き「健やかな心と体を育む教育」を教育施策の思想にし、「生きる力をもち未来を拓く子どもを育む」、「生涯を通して学びスポーツに親しめる環境づくりを推進する」、「心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る」の3つの政策を柱に、各施策を展開しているものでございます。

平成29年度におきましても、印西市の教育がより充実するよう各種計画等を踏まえ、また、平成28年度事業の点検・評価結果での課題を踏まえながら、健やかな心と体を育む教育を推進していくため、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化、それぞれ施策、事業を展開してまいります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

職務代理者

これから質疑を行います。

資料が膨大のため、学校教育、資料ですと11ページの上段までの学校教育、それから次に、生涯学習・生涯スポーツ、15ページの上段まで、それから文化というふうに3つに分けて質疑を行いたいと思います。

初めに、資料の11ページの上段までの学校教育につきまして、質疑はございませんか。

大野委員。

大野委員

8ページなんですが、健やかな体を育む教育の充実の(エ)ですね。小児生活習慣病の予防ということで、いろいろ検討会や検診のときは、教諭の皆さんの個別相談、授業指導等されているようですが、なかなかどういう形で小児の生活習慣病についてお伝えしているのかがちょっと見えにくい部分がありまして。今、幼児を含めて児童、小学校職員もそうですが、人工でない化学物質や人工甘味料等々が多く蔓延している中で、やはり小さな子供から生活習慣病の予防を訴える必要が非常にあると思ひまして、もっと細かい部分で何がいいのかというようなことと、何が必要なのかというようなことも含めて、ちょっとお伝えしていかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

細かいことについては、事前に質問状という形でこちらの委員会に出させていただきますので、食べ物であったり、それから実は生活必需

品であるもの、シャンプーやハンドソープの中にも入っていることがありますので、そういうことをどういうふうにお伝えするのかなんですね。

それから、悪いものばかりお伝えするのはなかなか難しいので、やはり総合教育会議でもお話ししましたがけれども、和食の良さを学校給食等々に取り入れることで、消化吸収や解毒みたいなことがうまく連鎖されていきますので、そういうのも入れてお願いしたいなと思います。それから、体内に入る空気、空気は当たり前にあるというようなことで余り考えていらっしゃらないかもしれませんが、学校建築や大規模改修等々、空気中の化学物質、これは建材によく含まれていますので、そちらを除去する方法として抗酸化工法ということです。前回もそんな話をしたかなと思っておりますけれども、それで、空気環境が整いますと、やはり腸内環境も整ってきて、免疫力が上がって病気になりにくいというようなことがうたわれておりますので、そこら辺も含め、生活習慣病の問題だとか学校給食についてお話しただければなと思っております。よろしくお願ひします。

職務代理者
大野委員

ただいまの分はご意見ですか。

意見と、生活習慣病の予防についてどういう対策をとられているか具体的に聞きたいです。

職務代理者
指導課長

指導課長。

小児生活習慣病の予防指導につきましては、そこにありますように、小学校5年、中学校1年、3年に、子供の年齢相応の発達段階に応じた栄養指導を行っておる次第でございます。

職務代理者
大野委員

大野委員。

学校給食に和食を取り入れるというようなそういう方向性は、要は玄米であるとか、そういうものは非常に食物繊維だとかビタミン、ミネラルがしっかり入っていますので、そういうものを取り入れるようなことはないのでしょうか。

職務代理者
指導課長

指導課長。

現在、高花給食センターと牧の原給食センターは、週2.5回のご飯を提供しております。高花給食センターが作れない分は牧の原給食センターで作っておるんですけども、来年2学期以降につきましては、新給食センターの方で週4日分、牧の原の方は高花学校給食センターの分、提供がなくなりますので、ご飯の日は増えてくる予定でございます。

大野委員
職務代理者

はい、わかりました。

ほかに、学校教育の分野で質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

7ページの豊かな心を育む教育の充実の③芸術文化体験事業の充実というところで、右側、中学校芸術鑑賞教室の開催がもともとなかったということで、後、訂正の文書をいただいているかと思ひます。これなん

ですが、中学生の芸術に触れる機会が大変必要かなと私は個人的な意見としてあります。今後、中学生が芸術、本物に触れる機会や、授業などでそういうことに触れるということはあるのか、まずそこら辺のことをお教え願いたいと思います。

職務代理者
指導課長

指導課長。

この芸術鑑賞教室が行われているときに、中学校のほうは文化祭と称しまして、学校によって、文化的行事だったり、合唱コンクールだったり、そういった関係のものに対して非常に積極的に取り組んでおります。合唱コンクールは全てのクラスが実施しており、そこで最優秀になったクラスがさわやかハートフルコンサートに学校代表として出場して、小学生に学校ナンバーワンの合唱を聞かせるというふうな、こういう交流活動も行っておりますので、中学校芸術鑑賞教室は今のところ予定はしておりませんが、そういった芸術活動を行っております。また、芸術鑑賞教室につきましては、中学生の観劇教室も今後、予算計上の中では検討課題というふうに考えておる次第でございます。

以上です。

職務代理者
各委員
職務代理者

ほかに、学校教育につきまして、質疑はございませんか。

なし

よろしいですか。

そうしましたら、次、生涯学習・生涯スポーツにおける質疑はありませんか。資料15ページの上段まで。

鈴木委員。

鈴木委員

12ページの(1)「こども110番の家」の推進というところなのですが、古くなったステッカーとか看板とかをときどき市内で見かけます。これは回収はしているのかということと、110番の家をどのように選定されているのか、こちらをお教え願いたいと思います。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

ステッカー、看板につきましては、各小・中学校が協力の意思確認を行う際、ステッカーや看板が古くなっていれば、学校を通して捨て、新しいステッカー等を配付しております。

110番の家の選定につきましては、設置については特に決まりはなく、各小・中学校に一任しているところです。ただし、事業所の職種によりましては、当事業の趣旨に合わない場合もございますので、その場合は学校と生涯学習課が協議の上で協力を断ることもございます。

以上です。

職務代理者
各委員
職務代理者
各委員
職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

なし

それでは、3番目、文化について質疑はございませんか。

なし

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第1号 平成29年度印西市の教育施策についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第1号 平成29年度印西市の教育施策については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議案第1号 平成29年度印西市の教育施策については、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
職 務 代 理 者

日程第6 議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第2号につきまして、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

こちらの第2号審議資料をご覧いただきたいと思います。

本改正につきましては、教育委員会の行政組織におきまして視聴覚ライブラリーの廃止、教育総務課の学校給食センター整備班の廃止、学務課の学校計画調整班の名称変更などを行うこととしております。このことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおりでございます。施行期日につきましては、平成29年4月1日からということで施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

職務代理者	異議なしと認めます。
(議案第3号) 職務代理者	したがって、日程第6 議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。
職務代理者	日程第7 議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。
教育総務課長	提案理由の説明を求めます。 教育総務課長。
教育総務課長	それでは、議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。 平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。 それでは、議案第3号につきまして、ご説明させていただきます。 議案第3号の審議資料をご覧いただきたいと思います。 本案につきましては、第2号でご審議いただきました内容の一部でございまして、第2号でのご審議いただきました内容の一部でございまして、印西市立視聴覚ライブラリーの廃止に伴いまして、視聴覚ライブラリー所長印を廃止するものでございます。この資料につきましては、3-1ページの下段ですね。こちらのほうに印西市立視聴覚ライブラリー所長印を示してございます。 施行期日につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。 説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
職務代理者 各 委 員 職務代理者	これから質疑を行います。質疑ありませんか。 なし 質疑なしと認めます。
各 委 員 職務代理者	議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。
(議案第4号) 職務代理者	したがって、日程第7 議案第3号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。
職務代理者	日程第8 議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。
学 務 課 長	提案理由の説明を求めます。 学務課長。
学 務 課 長	議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定に

ついて。

印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。審議資料のほうをご覧ください。

改正の要旨ですが、規則中の「看護休暇」という文言を、「介護休暇及び介護時間」に改めるというものでございます。改正の理由ですが、国家公務員の休暇制度において介護休暇の取り扱いが改められたこと及び介護時間制度が創設されたことに伴うものでございます。

施行期日ですが、平成29年4月1日からということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第4号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
職務代理者

日程第9 議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の制定について。

印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則を次のように定める。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

説明いたします。審議資料のほうとあわせてご覧いただきたいと思っております。

制定の理由でございますが、印西市立幼稚園における給食の提供に関し、提供内容及び給食費等について必要な事項を定めるために規則を新たに制定するものでございます。

条文の内容としては、第1条の趣旨から、第11条の委任のところまで、11の項目にわたってございます。

職務代理者 施行期日については、平成29年4月1日でございます。
 大野委員 なお、準備行為として、第5条の規定による給食の提供停止または変更の申し出は、この規則の施行前においても行うことができるということにさせていただきます。

職務代理者 以上でございます。よろしく願いいたします。
 大野委員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 大野委員 大野委員。

職務代理者 第2条の(1)給食。食育の推進を目的として提供している食事及び牛乳、飲用の牛乳は給食の中でどのくらい出されているのでしょうか。
 学務課長 学務課長。

学務課長 回数でございますか。毎回出ています。
 職務代理者 大野委員。

大野委員 どちらのほうで加工されたものだと、そういうものまでわからないです。業者は決まっているでしょうけれども。
 職務代理者 学務課長。

学務課長 今、手元に資料がございませんので、詳しいことは後日また、お答えします。
 職務代理者 大野委員。

大野委員 豆乳をまぜるとか、そういうことはできないのでしょうか。
 職務代理者 学務課長。

学務課長 幼稚園給食の業者から給食を提供してもらう契約をいたしますので、その辺のことも含めてちょっと検討したいと思います。
 職務代理者 ほかにも質疑はありませんか。

各委員 なし
 職務代理者 これで質疑を終わります。
 議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の制定についてを採決します。
 お諮りいたします。
 議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし
 職務代理者 異議なしと認めます。
 したがって、日程第9 議案第5号 印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第6号)
 職務代理者 続きまして、日程第10 議案第6号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 生涯学習課長 生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第6号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改

正する規則の制定について。

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明いたします。審議資料をご覧ください。

改正の要旨につきましては、公民館の対象区域を示す別表の印西市立中央公民館の項の対象区域の欄の中の「永治小学校区」を削除するものです。

改正の理由につきましては、印西市立小学校設置条例の改正による永治小学校の木刈小学校への統合に伴い、改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からでございます。

以上でございます。

職務代理人
各委員
職務代理人

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第6号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理人

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議案第6号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第7号)
職務代理人

日程第11 議案第7号 印西市立視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第7号 印西市立視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定について。

印西市立視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則を廃止する規則を次のように制定する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

規則廃止の理由につきましては、印西市立視聴覚ライブラリー設置条例の廃止に伴い、規則を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からです。

なお、本議案につきましては、平成28年第11回定例教育委員会で設置条例の廃止とともに提出いたしました。規則の廃止につきましては条例廃止後の手続となるため、改めて提出するものでございます。

よろしく申し上げます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第7号 印西市立視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第7号 印西市立視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第11 議案第7号 印西市立視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第8号)
職務代理者

日程第12 議案第8号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第8号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘でございます。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

議案第8号の審議資料をご覧くださいと思います。

教育委員会の各教育機関におきましても、16条の規定、審議資料では8-2ページのような文書記号というもので送付文書などの文書管理をしているところでございます。それぞれの教育機関の具体的な文書番号につきましては、今見ていただいている8-2ページのようなものでございます。

本案につきましては、この文書記号につきまして、新旧対照表のとおり改正するものでございます。具体的には、平成29年4月1日から廃止されます大森幼稚園、岩戸幼稚園、視聴覚ライブラリー、永治小学校につきましては、廃止に合わせて文書番号を平成29年4月1日から廃止する旨

の改正でございます。

また、中央学校給食センターが平成29年8月1日から供用開始されることに伴いまして、高花学校給食センター、本埜学校給食センター、滝野学校給食センターにつきましては、平成29年8月1日から文書番号を廃止する旨の改正、中央学校給食センターにつきましては、平成29年8月1日から施行する旨の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第8号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第8号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第12 議案第8号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第9号)
職務代理者

日程第13 議案第9号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第9号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきましてご説明させていただきます。

本案につきましては、議案第4号の改正にもございましたが、国家公務員の休暇制度におきまして介護休暇の取り扱いが改められ、介護時間制度が創設されたこと及び視聴覚ライブラリーが廃止されたこと等によりまして、所用の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

なし

質疑なしと認めます。

議案第9号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第9号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第13 議案第9号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第10号)
職 務 代 理 者

日程第14 議案第10号 印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第10号 印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、国家公務員の休暇制度におきまして介護休暇の取り扱いが改められたこと及び介護時間が創設されたことに伴いまして、国家公務員の制度を拝借いたしまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますけれども、名称をこれまでの「看護休暇」から国の制度に名称を合わせまして「介護休暇」に改めるとともに、取り扱いにつきまして国の制度に合わせて、これまで一の年度に180日の間において、1日単位または1日最大4時間までの時間単位で連続して取得できる現行制度から、介護を必要とするその継続状態ごとに6月以内で3回を超えない範囲で分割して1日単位または1日4時間を限度とする時間で取得する制度に改めるとともに、介護時間制度を創設いたしまして、介護を必要とするその継続する状態ごとに3年の期間内におきまして、今申し上げました介護休暇と重ならない部分につきまして、1日当たり2時間を限度として取得できる規定に改正するものでございます。

このような改正内容にするために、新旧対象の表のとおり、所要の改正を行うものでございます。施行期日につきましては、平成29年4月1日からとするものでございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第10号 印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第10号 印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第14 議案第10号 印西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第11号)
職務代理者

続きまして、日程第15 議案第11号 印西市立もとの幼稚園の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第11号 印西市立もとの幼稚園の学校歯科医の委嘱について。

印西市立もとの幼稚園の印西市立幼稚園管理規則第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

前任者の辞退に伴いまして、もとの幼稚園の学校歯科医を宮本幹雄さん、現在原山小・中学校を担当されている方に新たにもとの幼稚園もお願ひします。任期のほうは平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。よろしくお願ひします。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第11号 印西市立もとの幼稚園の学校歯科医の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第11号 印西市立もとの幼稚園の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第15 議案第11号 印西市立もとの幼稚園の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第12号)

職務代理者

日程第16 議案第12号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第12号 印西市学校問題対策指導員の委嘱について。

印西市学校問題対策指導員を印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により次のとおり委嘱する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

学校問題対策指導員につきまして、お二人の方を再任したいと思います。番号1番、川嶋知道様、番号2番、小島喜美代様、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

よろしく申し上げます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第12号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第12号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、日程第16 議案第12号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第13号)

職務代理者

日程第17 議案第13号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第13号 印西市社会教育指導員の委嘱について。

印西市社会教育指導員を印西市社会教育指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、委嘱期間満了に伴い、岩井一民さんを印西市社会教育指導員として委嘱するものです。岩井さんは印西市立木下小学校長で、3月に定年を迎えられます。職務期間につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間でございます。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第13号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第13号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第17 議案第13号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第14号)
職務代理者

日程第18 議案第14号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第14号 印西市家庭教育指導員の委嘱について。

印西市家庭教育指導員を印西市家庭教育指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、委嘱満了に伴い、小島洋子さんを印西市家庭教育指導員として委嘱するものです。委嘱期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間です。

なお、小島さんにつきましては、平成27年度、28年度と継続での委嘱となります。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第14号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第14号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第18 議案第14号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第15号)
職務代理者

日程第19 議案第15号 印西市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。

生涯学習課長

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第15号 印西市社会教育委員の委嘱について。

印西市社会教育委員を社会教育法第15条第2項並びに印西市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、印西市社会教育委員の委嘱期間満了となり、新たに委員を委嘱するものでございます。今回、委嘱する方は、桜井繁光さん、菊地愛子さん、川村英雄さん、河村剛光さん、小林靖典さん、小岩幸子さん、石川久美子さん、篠原年枝さん、恩田典子さん、松崎比呂美さん、平石光則さんの11名でございます。

任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。

なお、1番委員桜井さん、3番委員川村さん、4番委員河村さん、6番委員小岩さんにつきましては、継続でございます。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第15号 印西市社会教育委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第15号 印西市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第19 議案第15号 印西市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第16号)
職務代理者

続きまして、日程第20 議案第16号 印西市青少年問題協議会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第16号 印西市青少年問題協議会委員の任命について。

印西市青少年問題協議会委員を地方青少年問題協議会法第3条及び印西市青少年問題協議会条例第3条の規定により、次のとおり任命するよう市長に申し入れる。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、印西市青少年問題協議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。今回委嘱する方は、関係行政機関職員として、大木弘教育長、鎌田篤印西警察署長、学識経験

職務代理者
各委員
職務代理者

者として小川君子さん、對馬由佳さんの4名でございます。

任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第16号 印西市青少年問題協議会委員の任命についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第16号 印西市青少年問題協議会委員の任命については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第20 議案第16号 印西市青少年問題協議会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

(議案第17号)
職務代理者

日程第21 議案第17号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第17号 印西市文化財審議会委員の委嘱について。

印西市文化財審議会委員を印西市文化財保護条例第24条及び第25条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、印西市文化財審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、武藤正凱さん、一島正真さん、滋賀秀實さん、岡崎浩子さん、横山謙次さん、酒井弘志さん、高橋克さん、西山純子さん、富田端樹さんの9名でございます。各委員の専門分野につきましては、備考欄のとおりでございます。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。なお、9名全て継続でございます。

以上です。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第17号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第17号 印西市文化財審議会委員の委嘱については、原案のお

各 委 員
職 務 代 理 者

り決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第21 議案第17号 印西市文化財審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第18号)
職 務 代 理 者

日程第22 議案第18号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第18号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について。

印西市公民館運営審議会委員を社会教育法第30条並びに印西市公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

説明いたします。

本案につきましては、印西市公民館運営審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。今回委嘱する方は、前川弘見さん、渡邊光子さん、加藤秀雄さん、中村夏枝さん、渡辺美幸さん、福田洋子さん、倉島明子さん、井上かほるさん、青山光男さん、松本秀樹さん、高城國司さん、常光康介さん、池田テイ子さん、小作恵子さんの14名でございます。

任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。

なお、14番の小作さんは公募による委員でございます。また、1番から7番及び11番の8名の委員につきましては、継続でございます。

以上でございます。

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第18号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第18号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第22 議案第18号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第19号)

職務代理者	<p>日程第23 議案第19号 印西市史編さん専門委員の委嘱についてを議題とします。</p>
生涯学習課長	<p>提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。 議案第19号 印西市史編さん専門委員の委嘱について。 印西市史編さん専門委員を印西市史編さん専門委員設置要綱第2条第1項及び第2項の規定により、次のとおり委嘱する。 平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。 それでは、ご説明いたします。 本案は、印西市史編さん専門委員として、本間岳人さんを委嘱するものです。任期につきましては、平成29年4月1日から担当部門の市史刊行の完了時までです。本間さんにつきましては、中世及び近世の石造物を専門に研究され、東京都八王子市や千葉県の本更津市の史編さんに携わっている方でございます。 説明は以上でございます。</p>
職務代理者 各委員 職務代理者	<p>これから質疑を行います。質疑はありますか。 なし 質疑なしと認めます。 議案第19号 印西市史編さん専門委員の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第19号 印西市史編さん専門委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理者	<p>異議なし 異議なしと認めます。 したがって、日程第23 議案第19号 印西市史編さん専門委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。 ここで休憩にしたいと思います。4時10分に再開したいと思います。 よろしく願いいたします。</p>
職務代理者 (議案第20号) 職務代理者	<p>再開いたします。 日程第24 議案第20号 印西市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定についてを議題とします。</p>
生涯学習課長	<p>提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。 議案第20号 印西市子ども読書活動推進計画(第三次)について。 印西市子ども読書活動推進計画(第三次)を別紙のとおり定める。 平成29年3月21日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。 本案につきましては、1月の定例教育委員会で進捗を報告いたしました。</p>

(16時00分)

(16時10分)

たが、市民意見公募を経て策定が終了いたしましたので、議案として提出いたしました。本計画につきましては、国及び県の第三次計画を踏まえ、「豊かなことばと豊かなこころを育む子どもの読書活動を推進するまち」を旨に、子どもの読書活動を深める機会の提供・充実、みんなで支える読書環境の整備・充実、情報の普及・啓発を基本方針としています。

施策につきましては、これらの3つの基本方針に沿い実施し、その進捗管理につきましては、図書館や健康福祉部等関連部署の職員で構成された印西市子ども読書活動推進庁内連絡会議が行われてございます。

説明は以上でございます。

職務代理人
各委員
職務代理人

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

すみません、司会のほうから大変申しわけないのですが、1点お伺いしたいことがございます。

前回の資料で、その概要版を説明していただいたと思いますけれども、概要版や今回の資料もホームページで見せていただくことはできると思いますけれども、配布されるご予定はおありになるのでしょうか。例えば学校であるとか、公民館とか、そういうような施設に展示してあるというようなご予定はあるのでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

概要版につきましても印刷をかけて、作成する予定でございます。今、詳しい部数等は手元に資料がございませんのでお答えできないんですけれども、各関連施設のほうに置かせていただければと考えております。

職務代理人

ありがとうございます。

希望ですが、ぜひ小学校や中学校のほうにこれも配布されたらいいなと個人的に思いました。感想です。

それでは、議案第20号 印西市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第20号 印西市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理人

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第24 議案第20号 印西市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定については、原案のとおり可決されました。

(会議の非公開)
職務代理人

日程第25 議案第21号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項及び印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、会議を非公開といたしますが、異議ございませ

各 委 員
職 務 代 理 者

んか。

異議なし

異議なしと認めます。

それでは、これより会議を非公開といたします。

[非公開により省略]

職 務 代 理 者
(そ の 他)
職 務 代 理 者

以上で会議の非公開を終了いたします。

その他の事項にまいりたいと思います。

日程第26 その他について、何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、教育総務課からはお手元の資料のとおり、印西市高等学校等奨学給付金交付要綱の制定に係る市長への申し入れについて。もう一つは議会報告、この2件につきまして報告申し上げます。

それでは、まず最初に印西市高等学校等奨学給付金交付要綱につきまして、ご説明いたします。お手元の制度につきましての資料をご覧くださいと思います。

それでは、まず制度の趣旨でございますけれども、家庭の経済的状況によりまして、子供たちの進学の手続きや学習意欲に差が生じることがないように、経済的に困難な家庭に対しまして、高等学校等に入学する際に奨学金を交付する制度を創設するものでございます。

対象者でございますけれども、まず高等学校等に入学する者。それから、中学卒業時におきまして市民であり、保護者と生計を一にする者。それから、中学校卒業時に向けまして、準要保護生徒として認定を受けている者。この3つの条件を全て満たすもので平成29年3月に卒業する生徒からが補助対象者ということになります。

交付回数につきましては、1人につき1回で、10万円の奨学金を給付するというところでございます。

申請手続につきましては、高校等へ入学する月の末日までに保護者が申請していただきます。

なお、ただし書きでございますけれども、高等学校等へ入学する月につきましては、4月でない場合もございまして、この場合も考慮いたしまして、補助対象者が中学校等を卒業した年度の翌年度、1年間は申請できる期間とするものということでございます。

施行につきましては、平成29年4月1日からということで、先ほど申し上げましたとおり、平成29年3月に卒業する生徒から該当するというところでございます。

奨学給付金制度につきましては、以上でございます。

それから、もう1点、こちらの議会報告でございます。

教育部に關しまして、平成29年第1回印西市議会定例会一般質問におきまして、資料にございますとおり、教育委員会に關する質問がございました。質問要旨、答弁要旨につきましては、こちらにありますのでご覧いただきたいと思ひます。

教育総務課からは以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

なし

申しわけありません、司会のほうから1点よろしいでしょうか。

第2条の(3)番、勉強不足で申しわけないのですが、保護者法第16条というのは、資料に記載されておりませんが、それはどのような法かを教えていただければと思ひます。

教育総務課長。

教育総務課長

まず、法第16条に規定する法は、その前の学校教育法第16条に規定する保護者でございます。この保護者の内容でございますけれども、今、当条文がございませんで、ここの法律に規定している保護者につきましてはその正確なものは持ち合わせておりません。

職務代理者

後ほど教えてください。すみません。

ほかに質疑はありますでしょうか。

各委員
職務代理者

なし

ほかにその他ございますでしょうか。

学務課長

学務課長。

学務課から4点お願いいたします。

1点目でございます。平成29年度の入学式・入園式の日程をおつけしてございます。小学校については4月10日、中学校については4月7日、幼稚園は4月11日、そこに書いてある時間にて入学式・入園式が開催されます。皆様にはお名前のある学校に告示をもって出席していただきたいというふうに思ひます。

なお、職員については、人事異動等がございますので、変わるかもしれませんが、同役職で新しい職員が3人参りたいと思ひます。市長については、滝野小、それから印旛中に出席をする予定でございます。何か不都合がございましたら、連絡をいただければと思ひます。

続きまして、2点目ですが、印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱の制定に係る市長への申し入れについてでございます。

次の資料をご覧いただきたいと思ひます。修学旅行の補助金の交付要綱の制定について、市長に申し入れを行ったものでございます。内容でございますが、29年度から修学旅行費の保護者の負担軽減を図ることを目的といたしまして、交通費の運用の一部を補助するものでございます。具体的には1学級当たり10万円を限度として、主にはバス代等の補助を行うというものでございます。そのための要綱ということでございます。ご覧いただければと思ひます。

3点目でございます。3月25日、今週の土曜日ですけれども、大森幼稚園の閉園式典がございます。簡単な流れを紙に示しましたので、ご覧いただければと思います。午前10時から式が開催されます。委員の中からは佐藤職務代理と寺田委員に出席をお願いしたいと思います。受付が9時半から9時45分ということなので、その時間に行っていただければと思います。

なお、大森幼稚園が終わりましたら、すぐに永治小学校の閉校式典がありますので、その間の移動について、また後ほどご相談をさせていただきたいと思います。

入場は9時55分で、10時から開式となります。次第については、そこに書いてあるとおりであります。

式が終わった後に記念演奏会がございます。30分ほどバイオリンの演奏がございます。聞いていただいて、11時15分ぐらいに退場という流れでございます。よろしく願いいたします。

4点目でございます。その日の午後でございますが、永治小学校の閉校式典のほうに出席をお願いしたいと思います。これについては委員の皆さん全員で参加をお願いしたいと思います。1時30分からでございますが、午後1時から1時15分が受付となっておりますので、大森幼稚園からの方については皆さんで移動したいと思っています。それ以外の方については、直接永治小学校のほうに行っていただけるとありがたいなと思っています。

入場は1時25分で、式は1時30分から開催されます。次第については、そこに書いてあるとおりです。予定としては2時50分に式が終わり退場という形になります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

職務代理者
各委員
職務代理者

今、4点ございましたけれども、質疑はございませんか。

なし

それでは、ほかにその他ございますでしょうか。

指導課長。

指導課長

指導課のほうからは1点、印西市中学校部活動補助金交付要綱の一部改正に係る市長への申し入れについてということで、各部活動に上限5万円の補助金を支給しているんですけども、29年、この3月31日で失効してしまいますので、引き続き3カ年の延長を申し出たいと思います。

以上です。

職務代理者
各委員
職務代理者

ただいまの件について、質疑はございませんか。

なし

ほかにその他、ございますでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは2点ほど、その他の事案がございます。

まず初めに、平成29年度の無形民俗文化財の公開事業についてということで、お手元に配りました平成29年度無形民俗文化財公開予定のとおり、日程のほうを提示させていただきました。出席予定につきましては、教育委員会の制度のほうが変更になりましたので、29年度からは教育委員1名と教育長というような形で提案させていただきました。

次に、千葉県青少年相談員並びに印西市青少年相談員の解嘱についてということで、この件につきましては、報道等にございましたとおり、青少年相談員が特殊詐欺に関与いたしまして逮捕されたことから、そこに記されている青少年相談員を1名解嘱したことをご報告するものでございます。

以上です。

職務代理者 ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

大野委員。

大野委員 無形民俗文化財の出席を受けて申しわけないんですが、4月24日、ちょっと予定が入りまして、ほかの月日に変えていただきたいです。

職務代理者 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。ちょっとまた改めて、出席予定のほうは調整させていただきたいと思います。

職務代理者 それでは、今2件ございましたけれども、ほかに質疑はございませんか。

各委員 なし

職務代理者 よろしいですか。

それでは、その他の項目、ございますでしょうか。

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。2月12日に開催されました印西スマイルマラソンの実績でございますが、ふるさとづくり推進課によりますと、参加者はハーフの部で4,437人で、2キロの部で987名でございます。その他につきましては配付した資料でもご覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

職務代理者 ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

各委員 なし

職務代理者 教育総務課長。

教育総務課長 先ほど奨学金のところ、学校教育法による保護者の定義がございました。16条では保護者の定義としては、子に対して親権を行うものとしてございまして、親権を持っている者というのが保護者に当たるということでございます。

職務代理者 ありがとうございます。

これで、日程第26 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しし

教 育 長

ます。よろしくお願いいたします。

佐藤職務代理、大変たくさん議案の進行をありがとうございました。お疲れさまでした。

では、事務局から次回の教育委員会会議の開催日等について連絡がございます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の定例教育委員会のご案内でございます。冒頭、教育長報告にもございましたとおり、今回は4月12日水曜日午後2時から開催をしたいと思います。よろしくお願いいたします。その後、新設いたしました中央学校給食センターの視察もあわせてその終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

次回ですが、中央学校給食センターの本格稼働は、8月からになるわけなんですけれども、遅くなってしまうと衛生管理上、調理場に入れなくなってしまうので、よろしくお願いいたします。

そのほか、よろしいですか。

(閉議の宣告)

教 育 長

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

それでは、以上をもちまして、平成29年第3回印西市教育委員会定例会を閉会します。どうも長い間、ありがとうございました。

(16時40分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年3月21日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 鈴 木 裕 枝